

第二次循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の第 2 回点検結果について (構成案)

目次案

はじめに

循環型社会形成のための数値目標に関する進捗状況

1. 物質フロー指標に関する目標に向けた進捗状況

現在の状況

1 目標を設定する指標

(1) 「入口」: 資源生産性

(2) 「循環」: 循環利用率

(3) 「出口」: 最終処分量

2 目標を設定する補助指標

(1) 土石系資源投入量を除いた資源生産性

(2) 低炭素社会への取組との連携

3 推移をモニターする指標

(1) 化石系資源に関する資源生産性

(2) バイオマス系資源投入率

(3) 我が国の金属系資源輸入量に関わる TMR

(4) 循環資源の輸出入量及び総物質消費量

(5) 産業分野別の資源生産性

評価と課題

2. 取組指標に関する目標に向けた進捗状況

現在の状況

1 目標を設定する指標

(1) 廃棄物等の減量化

ア 一般廃棄物の減量化

(ア) 1人1日当たりのごみ排出量

(イ) 資源ごみなどをのぞいた1人1日当たりに過程から排出するごみの量

(ウ) 事業系ごみの「総量」

イ 産業廃棄物の最終処分量

(2) 循環型社会形成に向けた意識・行動の変化

ア 廃棄物の減量化や循環利用、グリーン購入の意識を持つ

イ 廃棄物の減量化や循環利用、グリーン購入について具体的に行動する

(3) 循環型社会ビジネスの推進

ア グリーン購入の推進

イ 環境経営の推進

ウ 循環社会ビジネス市場の拡大

(4) 個別リサイクル法・計画等の着実な施行

2 推移をモニターする指標

(1) レンタル・リース業の市場規模、詰め替え製品出荷率

(2) レジ袋辞退率(マイバッグ持参率)、使い捨て商品販売量(輸入割り箸)

(3) 中古品市場規模、リターナブルびんの使用率

(4) 「リユースカップ」導入スタジアム数等

(5) 地域の循環基本計画等策定数

(6) ごみ処理有料化実施自治体率、リデュース取組上位市町村

(7) 資源化等を行う施設数(リサイクルプラザ等)

(8) 一般廃棄物リサイクル率、集団回収量、リサイクル取組上位市町村、容器包装の分別収集の実施自治体率、各品目別の市町村分別収集量等

(9) 地方公共団体等主催の環境学習・相互交流会の実施回数、「地域からの循環型社会作り支援事業」への応募件数

評価と課題

各主体の取組状況の評価

1. 国民の取組

現在の状況

評価と課題

2. NGO/NPO、大学等の取組

現在の状況

評価と課題

3. 事業者の取組

現在の状況

評価と課題

4. 地方公共団体の取組

現在の状況

評価と課題

5. 国の取組

現在の状況

1 循環型社会、低炭素社会、自然共生社会を統合した持続可能な社会に向けた展開

2 地域循環圏を踏まえた循環型社会づくり

- 3 一人一人のライフスタイルの変革
- 4 循環型社会ビジネスの振興
- 5 循環資源の適正な利用・処分に向けた仕組みの充実
- 6 3Rの技術とシステムの高度
- 7 循環型社会形成に関連した情報の的確な把握・提供と人材育成
- 8 国際的な取組

評価と課題

全体的評価と課題

1. 物質フロー指標に係る進捗状況
2. 取組指標と各主体の取組状況
3. 今後の展開
4. おわりに

(参考1) 国の取組に係る進捗状況表

(参考2) 第2次循環基本計画の第2回点検に係る中央環境審議会循環社会計画部会における審議の経過

第二次循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の第2回点検結果について (案)

はじめに

【12月18日循環型社会計画部会に向けて作成中】

循環型社会形成のための数値目標に関する進捗状況

1. 物質フロー指標に関する目標に向けた進捗状況

現在の状況

【12月18日循環型社会計画部会に向けて作成中】

評価と課題

【12月18日循環型社会計画部会に向けて作成中】

2. 取組指標に関する目標に向けた進捗状況

現在の状況

【資料1-1参照】

評価と課題

【資料1-4参照】

各主体の取組状況の評価

以下では、取組指標及びヒアリング結果等に基づき、国民、NGO/NPO、大学等、事業者、地方公共団体、国の各主体の現時点の取組状況の評価を行いました。

1. 国民の取組

現在の状況

第二次循環基本計画においては、国民は、「消費者、地域住民として、自らも廃棄物等の排出者であり、環境への負荷を与えその責任を有している一方で、循環型社会づくりの担い手でもあることを自覚して行動する」とともに、「循環型社会の形成に向けライフスタイルの見直しなどをより一層進めていく」ことが期待されています。

平成19年度の1人1日当たりのごみ排出量は1,089グラムであり、12年度比では8.1%の削減となりました。第二次循環基本計画では12年度比で27年度までに10%削減することを目標としており、減少傾向ではありますが、目標達成に向けて引き続き削減の必要があります。

平成19年度の資源ごみなどを除いた1人1日当たりに家庭から排出するごみの量は586グラムであり、12年度比では10.4%の削減となりました。第二次循環基本計画では一2年度比で27年度までに20%削減することを目標としており、減少傾向ではありますが、目標達成に向けて引き続きなお一層の削減の必要があります。

循環型社会形成に向けた意識・行動の変化については、一部を除き意識については比較的高い回答率となっている一方で、具体的な行動についてはリサイクル製品の積極購入など低い回答率のものもあり、国民の高い意識を具体的な行動に結びつけるための情報提供、インセンティブ付けなど取組推進が必要です。

評価と課題

【12月18日循環型社会計画部会に向けて作成中】

2. NGO/NPO、大学等の取組

現在の状況

二次循環基本計画においては、NGO/NPO、大学等は、「自ら循環型社会の形成に資する活動や先進的な取組」を行うことに加え、「最新の情報収集や専門的な知識の発信などを通じて社会的な信頼性を高める」とともに、「循環型社会の形成を進める上で各主体の連携・協働のつなぎ手としての役割」を果たすことが期待されています。

各地域でNGO/NPOによる様々な活動が行われています。先進的な取組の事例としては、環境省の循環型社会地域支援事業でモデル事業として採択されているものや、循環型社会形成推進功労者等表彰において表彰された取組があります。

今回の点検に当たっては、地域循環圏構築に関する取組に焦点を当てたヒアリングを実施しました。具体的には、NGO/NPOの取組として、地域における市民参加型のリユース・リサイクル(特定非営利法人WE21ジャパン)の取組状況のヒアリングを行いました。

特定非営利法人WE21ジャパンでは、チャリティリサイクルショップ(主に衣類等のリユース)を神奈川県に53店舗運営し、その収益で活動費・アジアの女性達の自立支援につなげるという取組を行っています。平成20年度は、顧客約44万人、物品提供者約9万人。売上は約3億2000万円であり、売上のうち約6割が維持経費、約4割が支援事業という内訳となっています。トレイや包装そのものの有無等を定めた「包装適正化要項」を策定し、品質保持と省資源に向けた取組を進めています。販売できなかった衣類の地域循環を行うため、リメイク品・布わらじ等の作成や、若手芸術家との連携により古着を芸術品としてリメイクし付加価値をつけていく等の活動を行っています。また、地域の古繊維業者と連携し衣類のリサイクルも行っています。

また、NGO/NPOの取組については、全国の各地域において、地域を越えたNPO/NGOの連携、行政や大学等の異なる主体とNGO/NPOの連携など、いわば水平方向、垂直方向ともに広がりがみられます。例えば、WE21ジャパンにおいては、同様の取組を行っている福島や東京のNGO/NPOと連携して取組を進めています。

評価と課題

【12月18日循環型社会計画部会に向けて作成中】

3. 事業者の取組

現在の状況

二次循環基本計画においては、事業者は、「環境に配慮した事業活動」を行うことなどにより、自らの持続的発展に不可欠な、社会的責任を果たし、とりわけ、法令遵守（コンプライアンス）を徹底し、「不法投棄等の不要な社会コストの発生を防止」することが求められています。また、排出者責任や拡大生産者責任を踏まえて、「廃棄物等の適正な循環的利用及び処分」への取組、「消費者との情報ネットワークの構築や情報公開」などについて、透明性を高めつつより一層推進することが期待されています。

平成19年度の産業廃棄物の最終処分量は、約2,057万トンで、12年度比では約54%削減、2年度比では約77%の削減となりました。第二次循環基本計画では、12年度比で27年度までに60%削減することを目標としており、減少傾向ではありますが、目標達成に向けてさらなる削減の必要があります。

今回の点検に当たっては、5つの団体からのヒアリングを実施しました。具体的には、環境自主行動計画の進捗状況について（社）日本経済団体連合会から、化学工業の取組として（社）日本化学工業協会から、建設業の取組として（社）日本建設業団体連合会からヒアリングを実施しました。また、個別の企業の取組として、循環型社会と自然共生社会の統合的取組事例として資源のリサイクル等を行う事業者であるアマタ（株）から、地域循環圏に向けた取組事例として総合小売事業者であるユニー（株）からヒアリングを実施しました。

（社）日本経済団体連合会が平成21年（2009年）3月に取りまとめた環境自主行動計画〔循環型社会形成編〕の平成20年度（2008年度）フォローアップ調査結果では、「平成22年度（2010年度）における産業廃棄物最終処分量について、平成2年度（1990年度）実績の86%減を図る」という目標に対して、平成19年度における産業廃棄物最終処分量は前年度と同量の862万トン（平成2年度実績値の5,860万トンの85.3%減）となっています。

自主行動計画には40業種が参加しています。内訳は、産業廃棄物最終処分量算出対象となるものが31業種、その他基本的には産業廃棄物を排出していない金融業や百貨店などの業種が9業種となっています。これら40業種については、個別業種版として業種毎に目標・取組状況等を公表しています。

経団連としては、引き続き各業種に対して産業廃棄物最終処分量の削減を要請するとともに、自主行動計画の平成22年度（2010年度）の目標に向かって、今後、経済情勢等の変化にかかわらず、産業廃棄物最終処分量を増加させないとの決意の下、引き続き、3Rの一層の推進に取り組むこととしています。現在の自主行動計画の目標年度は平成22年度となっており、23年度以降の自主行動計画については、今後検討を行うこととしています。

容器包装リサイクルについては、3 R推進団体連絡会策定の容器包装の3 R推進のための自主行動計画を策定しており、毎年フォローアップ結果を発表しています。

(社)日本化学工業協会によると化学工業界は、多くの異質な化学品製造の集合体であり、その排出する廃棄物の種類も様々なものがあります。自主行動計画においては、平成22年度(2010年度)において産業廃棄物の最終処分量を平成2年度(1990年度)比88%削減する(2886千トン/平成2年度 346千トン/平成22年度)という目標を掲げており、平成19年度(2007年度)は平成2年度(1990年度)比85%まで削減(442千トン/平成19年度)されています。

化学工業から発生する廃棄物等が最終処分されるまでに、約55%が減量化され、約41%がセメント製造業、有機・無機化学工業、化学肥料製造業等において再生利用されており、埋立処分されるものは全体の4%(平成20年度(2008年度実績))となっています。

化学工業で行われている廃棄物発生量削減の技術としては、廃プラから化学原料を製造する技術、カプロラクタム(ナイロン原料)製造方法の変更により、これまで副産物として発生していた硫酸を削減する技術、ポリウレタンの主原料である塩素を塩化水素の酸化により製造することで副産物である塩酸の処理量を削減する技術、廃触媒からレアメタルを回収する技術等があります。

(社)日本建設業団体連合会は「建設業の環境保全自主行動計画」においては、平成22年度(2010年度)の目標として、コンクリート塊リサイクル率96%、アスファルト・コンクリート塊リサイクル率98%、建設発生木材リサイクル率65%(縮減を含む率95%)、建設汚泥リサイクル率75%(縮減を含む)、建設混合廃棄物排出量削減率50%、建設廃棄物リサイクル率91%を掲げています。平成17年度(2005年度)の実績としては、コンクリート塊リサイクル率98%、アスファルト・コンクリート塊リサイクル率99%、建設発生木材リサイクル率68%(縮減を含む率91%)、建設汚泥リサイクル率48%(縮減を含む率75%)、建設混合廃棄物排出量削減率40%、建設廃棄物リサイクル率92%となっており、建設発生木材リサイクル率(縮減含む)及び混合廃棄物削減率以外については目標をすでに達成しています。

具体的な取組としては、土木工事における個別指定制度活用による汚泥のリサイクル、解体工事における有害物の適正処理、分別解体によるリサイクル、新築工事における発生抑制、処理委託によるリサイクル、広域認定制度活用によるリサイクル等を行っています。また、個別の先進事例として、発注者・設計者・施工者が一体となったライフサイクルゼロエミッション建築の取組等を行っています。

アマタ(株)は、京都府と栃木県において、放置された里山において粗放的放牧を行う「森林酪農」に収益事業として取り組んでいます。放牧された乳牛が、森林の下草を食べ、牛乳を生産し、地ならしし、乳牛のふん尿は森に還元されるという循環を成立させるとともに、下草刈りの手間を省くことにより間伐を容易にしています。「森林酪農」によって、人・森・牛を複合的に組み合わせ、全てにとって価値を生み出せる関係を構築するとともに、地域内循環と新たな雇用の創出を目指しています。このほか、食品廃棄物のメタン発酵によるバイオガス発電・副産物の液肥・発酵肥料としての利用も行っており、これらの取組を通じて、地域の関係性を構築し、地域全体での循環

による持続可能な社会づくりを目指しています。

ユニー（株）では、全ての店舗において、廃棄物の計量・19分類の分別・リサイクルをする取組を行っています。これにより、廃棄物の量は徐々に減少しています（売り上げ当たり毎年約5%程度減少）。

また、愛知経済連と連携し、食品残渣を堆肥として再利用し、その堆肥を用いて作物を栽培し、店舗で販売するという食品リサイクルループを作っています。このループは、平成19年に食品リサイクル法の再生利用事業計画として認定されています。

さらに、20年以上前から容器包装削減に取り組んでおり、レジ袋有料化の取組も推進しています。平成19年はレジ袋を3億3000万枚使用していましたが、平成20年は約1億枚削減を達成しています。

容器包装の店頭回収も行っており、最終的に製品にして店舗で売ることが目標にしています。牛乳パックについてはトイレトペーパーとして、食品トレイはベンチ材として店頭販売しているほか、試験的に容器包装にバイオマスプラスチックを使用した取組を行っています。

評価と課題

【12月18日循環型社会計画部会に向けて作成中】

4. 地方公共団体の取組

現在の状況

第二次循環基本計画においては、地方公共団体は、地域の循環型社会形成を推進していく上で中核としての役割を担っており、地域の自然的・社会的条件に応じた「法・条例の着実な施行や廃棄物等の適正な循環的利用及び処分の実施」ととどまらず、「産業の垣根を越えた事業者間の協力も含め、各主体間のコーディネーターとして連携の場の提供」など重要な役割を果たすことが期待されます。特に、都道府県は、「広域的な観点から、市町村や関係主体の取組をリードしつつ、調整」機能を果たすことが、市町村は、「地域単位での循環システムの構築等、住民の生活に密着した基礎的自治体としての役割」を果たすことが求められ、さらに相互に緊密に連携して協力していくことが求められます。

地方公共団体の取組として各地で取組がなされています。全国で見ると、地域の循環基本計画等の策定状況については、個別に循環基本計画を策定しているものから環境基本計画や廃棄物処理計画に循環に関する内容を記載しているものまで差があるものの、都道府県では47都道府県（100%）、市町村では985市町村（54.2%）となっています。また、3Rに係る環境学習を実施している市町村数は611市町村（33.6%）となっています。引き続き、地方公共団体として取組を進める必要があります。

今回の点検に当たっては、市民と連携した取組を行う千葉県千葉市、森林バイオマスを活用した取組を行う埼玉県秩父市の取組のほか、地域における企業の取組として、JFEエンジニアリング（株）の取組のヒアリングを行いました。

千葉県千葉市では、ごみ焼却過程で発生する温室効果ガスの削減、稼働中の3つの焼却工場の今後のあり方、一つしかない最終処分場の延命という課題の解決に向けて、焼却ごみ3分の1削減を目標として「千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を平成19年度に改定しました。具体的には、平成28年度において、ごみ排出量を約10万トン削減することを目指しています。

このため、可燃ごみとして収集している家庭系の生ごみを地域住民の協力の下、分別収集し、メタン発酵ガス化施設でバイオガス化するモデル事業を行っています。この取組により、モデル地区においては、可燃ごみ中の生ごみ割合については、事業開始前の30.5%から事業開始後には約14%となり、生ごみの循環利用につながっています。千葉市では、事業結果を踏まえ全市的に実施するかどうかという判断をしていくこととしています。

埼玉県秩父市では、森林バイオマスを活用したバイオマス発電の取組を行っています。バイオマス発電の運転状況（平成21年4月末まで）は、運転日数が582日、発電時間が5,599時間、総発電量398メガワットアワー、総送電量が284メガワットアワー、温水は2,238トン、木質チップ使用量は627トンとなっています。副産物として1日当たり約600リットル発生する炭については、土壌改良材、水質浄化剤等として利用しています。

切り捨て間伐材などの林地残材の回収については、平成21年9月より緊急雇用制度を使って4名の新規雇用を行っています。

木質バイオマスを活用した発電の効果としては、林内の整備効果が16.8ヘクタール、市有林の森林整備によるCO₂吸収として54トン-CO₂/年、市有林の丸太生産による炭素固定等として386トン-CO₂/年、木質バイオマス発電所における発電、温水供給として234トン-CO₂/年の削減に結びついたと試算しています。

また、平成21年2月にはバイオマスタウン構想を策定しており、森を守り、水を守り、農地を守るという、自然環境を活用した循環型社会の構築を進めていくこととしています。

JFEエンジニアリング(株)は、製鉄所の強みを生かしつつ、地域において様々なリサイクル事業を行っています。食品リサイクルでは、地域の生ごみをメタンガス発酵設備でリサイクルする取組を行っています。蛍光灯のリサイクルでは、この15年間取り組み、平成20年度は年間4500トンの蛍光灯無害化処理を行いました。現在は特にガラスを再度蛍光管ガラスに再生する取組を行っており、年間約1000トン程度は蛍光管メーカーに再生ガラスとして供給しています。乾電池のリサイクルでは、年間約1500トン程度の乾電池を回収し、含有金属（亜鉛等）を回収しています。ペットボトルリサイクルでは、年間約1万4000トンのペットボトルをPETフレークに再生しています。家電リサイクルでは、年間約70万台の家電リサイクルを行っています。ブラウン管ガラスから安価に鉛を回収するための研究開発を行っています。

評価と課題

【12月18日循環型社会計画部会に向けて作成中】

5. 国の取組

現在の状況

第二次循環基本計画においては、循環型社会の形成に向けて国が講じていく施策の基本的な方向は以下の通りです。

ア 国は、地方公共団体をはじめ関係主体の連携・協働の促進を図るとともに、以下の節に掲げる取組を中心に、国全体の循環型社会形成に関する取組を総合的に進めます。その際には、各府省間の連携を十分に確保しながら、政府一体となって、環境基本法、循環基本法に即して、各種法制度の適切な運用や事業の効果的・効率的な実施を推進します。

イ これらの取組の推進に当たっては、従来からの国の施策の枠を超えて、より広い視野で施策の検討を行い、技術（テクノロジー）、価値観、社会システムといった政策の重要な要素を考慮しながら、規制的手法、経済的手法、自主的手法、情報的手法など、様々な政策手法を整合的に組み合わせることで実施していくことが必要です。特に、近年新たな課題となっている国と地方との連携による循環型社会の形成、東アジア等における国際的な循環型社会の形成、さらには地球温暖化対策等の他の環境政策と連携し、相乗効果を発揮する取組を推進します。

ウ 施策の進捗状況や実態を適切に評価・点検するため、物質フローや廃棄物等に関するデータの迅速かつ的確な把握、分析及び公表を一層推進します。また、これらの情報を各主体が迅速かつ的確に入手し、利用・交換できるよう、情報基盤の整備を図ります。

今回、国の取組の現状について、各府省に対して調査及びヒアリングを実施しました。それらをもとに取りまとめると、主な取組の状況は以下のとおりです。

1 循環型社会、低炭素社会、自然共生社会を統合した持続可能な社会に向けた展開

リデュース、リユース推進の取組として、レジ袋削減の先進的な取組等を全国に情報発信することや、先駆的な地域の容器包装削減の取組への支援などを強化しています。

廃棄物発電や熱回収の促進

温室効果ガスの削減を図るため、廃棄物の発生抑制等の 3R の取組を進めるとともに、廃棄物発電の導入や拡充、熱回収を促進しています。その結果、廃棄物発電施設数及び総発電能力は増加しています。

バイオマス利活用の推進

バイオマスの活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成 21 年 9 月に「バイオマス活用推進基本法」が新たに施行されました。

市町村が中心となって、広く地域の関係者の連携の下、総合的なバイオマス利活用システムを構築する「バイオマスタウン構想」について、平成 22 年度末までに 300 地区を目標に取組を進めており、平成 21 年 11 月末現在で 222 市町村が公表済みです。

また、食料と競合しないセルロース系バイオ燃料の導入拡大を目指し、稲わら、建築廃木材、草本・木質系資源作物などのセルロース系バイオマスを原料とするバイオ燃料製造技術の研究開発など、バイオ燃料の導入拡大を目指して、取組を進めています。

住宅の長寿命化への取組

長期にわたって使用可能な質の高い住宅ストックを形成するため、長期優良住宅普及促進法の施行に向けた関連の政省令等の整備、認定長期優良住宅に対する税制上の特例措置の創設（平成20・21年度）、長期優良住宅等推進事業の実施等の取組を進めています。

里地里山の保全等の取組

間伐材、林地残材等の草木質バイオマスの利活用を推進し、里地里山の適切な保全・活用を進めるなど、自然共生社会との統合的取組を進めています。

2 地域循環圏を踏まえた循環型社会づくり

循環型社会形成推進交付金制度

循環型社会形成推進交付金制度により、各市町村がごみ・し尿の安心・安全な処理、リサイクル、エネルギー利用に必要な施設整備を一括して行うことを支援することで、地域循環圏づくりの取組を後押ししています。

地域循環圏の形成のための調査等

各地域における循環圏づくりについて先進的な取組をモデル事業として支援しており、さらに循環圏づくりを支える調査研究、廃棄物系バイオマス利活用の推進等を進めています。加えて、地方環境事務所を中心として、地域ブロック圏における地域循環圏を構築するための計画づくりの調査を行っています。

また、食品リサイクル法に基づく再生利用事業計画（リサイクルループ）の取組や、エコフィード、家畜排せつ物のたい肥化等の取組を進めています。

リサイクルポート

循環資源を取り扱う岸壁等の港湾施設整備を促進するとともに、積替・保管施設等の施設整備への支援を行うことにより、臨海部においてリサイクルの拠点化を進め、海上静脈物流ネットワークの形成を推進しています。

下水汚泥の資源利用

多くの有機物、有用鉱物等が含まれていて、物質等の循環における重要な構成要素である下水汚泥の資源利用を進めています。具体的には、緑農地利用や建設資材利用、エネルギーとしての利用、鉱物としてのリンの利用等があります。下水・下水汚泥からのリン回収・活用に関しては具体的事例についてのフィージビリティスタディ等を進めています

3 一人一人のライフスタイルの変革

普及啓発

3R推進全国大会及び地方大会の開催等、3R推進月間での各種事業実施や、HP掲載、パンフレット等により、先進優良事例の紹介やライフスタイルの見直しにつながる情報提供・普及啓発を行っています。

環境教育、環境学習

教育基本法や学校教育法の改正を受け、平成20年3月に小・中学校の学習指導要領の改訂、平成21年3月に高等学校の学習指導要領を改訂し、社会科や理科、技術・家庭科などの関連の深い教科を中心に、環境教育に関する内容の充実を図りました。循環型社会の形成に係る内容については、節水や節電などの資源の有効利用（小学校社会科）、地球環境、資源・エネルギーなどの課題解決のための経済的・技術的な協力の大切さ、持続可能な社会の形成（中学校社会科）、金属やプラスチックの再利用（高等学校理科）等があります。

また、学校施設を教材として活用し、学校教育においてはもとより、地域の環境・エネルギー教育を推進するため、環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備を推進しています。

4 循環型社会ビジネスの振興

H19年度における循環型社会ビジネス市場の市場規模及び雇用規模は、目標の基準年であるH12年度と比較すると、市場規模は1.29倍、雇用規模は1.22倍となり、前年度（H18年度）と比較すると、それぞれ9.9%、3.1%増加しています。

また、環境マネジメントシステムの国際規格ISO14001の審査登録件数、環境マネジメントシステムである「エコアクション21」の認証取得件数、環境報告書を作成・公表している企業の割合も増加傾向にあります。

環境物品等の調達促進

グリーン購入法に基づく環境物品等の調達の促進を進めています。

（P）同法に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に定められる特定調達品目（国等の各機関が重点的に調達を推進する調達物品等の種類）及びその判断の基準等については、適宜見直しを行っていくこととしており、平成21年には、10品目の追加、1品目の削除及び「コピー用紙」における総合評価指標方式の導入をはじめをはじめ39品目の見直しを行いました。

循環型社会ビジネスの支援

消費者の信頼を確保するため、環境ラベルに関する情報開示基盤の構築、ガイドラインによる環境報告書や環境会計の作成支援等の取組を進めています。また、市場において環境に配慮した製品・サービス・企業の環境力を適切に評価し、投融資行動につなげる仕組みの構築に向けた検討を行っています。

5 循環資源の適正な利用・処分に向けた仕組みの充実

各種リサイクル対策の推進

廃棄物の処理に伴う環境への負荷の低減に向け、各種リサイクル制度や廃棄物処理制度など必要な施策体系の充実・強化を図っています。

市町村等を対象に「一般廃棄物処理有料化の手引き」の普及等により、一般廃棄物処理有料化の全国的な導入を推進しています。また、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」及び「一般廃棄物会計基準」の普及を進めることで、家庭ごみの再資源化や廃棄物発電等のエネルギー回収の徹底に向けた市町村の分別収集や適正処分の段階的な高度化、効率化を推進しています。

資源有効利用促進法については、その施行状況に関する評価検討を実施するため、産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会基本政策ワーキンググループを立ち上げ、平成20年1月に今後の資源循環社会の構築に向けた新たな3R政策ビジョンの提言に関する報告書を取りまとめました。

容器包装リサイクル法については、施行後10年を経過したことから、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会（容器包装リサイクル制度に関する拡大審議）及び産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会容器包装リサイクルワーキンググループ等において検討を行い、これを踏まえた改正容器包装リサイクル法が第164回通常国会で可決・成立しました。改正法のうち市町村への資金拠出制度については、平成20年度分について、平成21年9月に資金拠出が行われました。

家電リサイクル法については、平成20年12月に同法施行令を改正し、平成21年4月1日より、製造業者等に再商品化等を義務付ける対象機器として、液晶テレビ（携帯テレビ等を除く。）・プラズマテレビと衣類乾燥機を追加するとともに再商品化等の基準の見直しを行いました。

食品リサイクル法については、食品廃棄物の発生量が微増傾向にある中で、再生利用等実施率は上昇傾向にあり、単純焼却または埋立処分されたとみなされる食品廃棄物の量は減少傾向にあるなど、一定の効果をあげています。

建設リサイクルについては、これまでの取組により、建設廃棄物全体の再資源化等率は平成17年度には92%にまで上昇しましたが、依然として再資源化率が低い品目が残っている等の課題が残されていることから、平成20年4月に「建設リサイクル推進計画2008」を策定し、本計画に基づく施策の実施、建設リサイクル法の徹底などにより、建設リサイクルを推進しています。

自動車リサイクル法については、自動車破碎残渣（シュレッダダスト）とエアバッグ類の再資源化の数値目標を達成するなど、効果をあげています。

不法投棄・不適正処理対策

廃棄物が適切に運搬され、処理されたことを確認するための管理票システムであるマニフェストについて、電子マニフェストの利用割合が約14%（平成20年度実績）であることから、その拡大を目指します。

また、平成16年度に策定・公表した「不法投棄撲滅アクションプラン」を踏まえ、平成19年度より毎年度、国民、事業者、都道府県等、国等の各主体が一体となって「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」（毎年5月30日（ごみゼロの日）から6月5日（環境の日）まで）を中心として、

普及啓発活動や監視活動等、地方環境事務所を拠点とした「全国ごみ不法投棄撲滅運動」を実施しています。さらに、ITの活用、現地調査や関係法令等に精通した専門家の派遣による都道府県等での行為者等の責任追及の支援等を行っています。平成21年度からは、衛星画像を活用した不法投棄等の未然防止・拡大防止対策のモデル事業を実施し、不法投棄等の撲滅に向けてさらなる推進を図りました。

不法投棄等の残存事案対策については、平成10年6月16日以前に開始された産業廃棄物の不法投棄等による生活環境保全上の支障の除去等事業に対しては、産廃特措法に基づく財政支援を行っています。また、平成10年6月17日以降に開始された産業廃棄物の不法投棄等による生活環境保全上の支障の除去等事業に対しては、廃棄物処理法に基づく財政支援を行っています。

最終処分場の整備

産業廃棄物の最終処分場の残余年数は、最終処分量の減少により改善しているものの、特に大都市圏において依然としてひっ迫している状況は続いており、最終処分場の整備を促進していきます。

海面処分場の整備

内陸部における処分場だけでは対応できない廃棄物を可能な限り減量化した上で、港湾空間において受け入れるための、計画的な海面処分場の整備を行っています。

6 3Rの技術とシステムの高度化

サプライチェーン企業間での取組に対する支援

30件のモデル事業を選定し、マテリアルフローコスト会計や環境配慮設計を通じた省資源型のづくりの優良事例を創出しています。

携帯電話や小型家電に対する取組

携帯電話や小型家電については、平成20年度より適正かつ効果的なレアメタルのリサイクルシステムの構築を目指すべく、使用済小型家電の回収モデル事業を実施し、効率的・効果的な回収方法の検討を行うとともに、回収された使用済小型家電に係るレアメタルの含有実態の把握や、使用済小型家電のリサイクルに係る有害性の評価及び適正処理などについての検討などを行っています。また、携帯電話については、製造段階における環境配慮設計を推進するとともに、イベント等で、使用済携帯電話の回収の呼びかけを行っています。そのほか、回収拠点における回収促進モデル事業を実施しています。

研究・技術開発の支援

循環型社会形成推進科学研究費補助金等により、廃棄物処理に係る研究・技術開発を支援し、廃棄物の安全かつ適正な処理、循環型社会の形成の推進等に関する行政施策の推進及び技術水準の向上を図っています。

7 循環型社会形成に関連した情報の的確な把握・提供と人材育成

情報の的確な把握・提供

廃棄物統計の精度向上及び迅速化のための検討を行うとともに、第二次循環基本計画に盛り込まれた隠れたフロー・TMR、産業分野別資源生産性、国際比較可能な物質フローの方向性について検討しています。

人材育成

容器包装廃棄物排出抑制推進員制度や産業廃棄物対策研修など、人材の育成・活用のための取組の推進、教員等をはじめとする環境教育・環境学習の指導者対象とした講習会を実施しています。

8 国際的な取組

我が国は、3R イニシアティブを提唱しその取組を先導してきました。平成20(2008)年5月にはG8環境大臣会合が神戸で開催され、G8各国及びアジア等途上国において3Rの取組が進展していることが確認されると共に、G8各国が3R政策に関して取るべき行動を列挙した「神戸3R行動計画」が合意されました。また、アジア等における循環型社会構築に向けた我が国の行動計画「新・ゴミゼロ国際化行動計画」を発表しました。「神戸3R行動計画」は、同年7月に開催されたG8北海道洞爺湖サミットにおいて、G8首脳間で支持されました。

の計画に基づき、アジア全体で3R イニシアティブを展開するため、アジア各国における循環型社会構築の支援や地域的な取組を支援しています。G8環境大臣会合に先立ち2回のアジア3R推進会議を開催するとともに、我が国の知見・経験を活用して、アジア各国における3R推進のための国別戦略の策定支援(タイ、バングラデシュ、カンボジア、フィリピン、ベトナム、インドネシア)、3Rナレッジハブなど情報・技術の拠点整備及び研究ネットワークの構築、アジア環境と保健地域フォーラムを通じた医療廃棄物管理等に関する現状分析・政策提言の検討、アジア3R推進フォーラムと連携した、アジアにおける資源循環に関する国際共同政策研究、政策対話等を行っています。また、有害廃棄物の不法輸出入の防止に関するアジアネットワークの形成及びバーゼル条約によるアジア太平洋地域におけるコンピュータ機器廃棄物適正管理事業も含めe-wasteの環境上適正な管理に関するプロジェクトの支援を行っています。これらにより、3Rの推進と廃棄物の適正処理を進め、アジア全体における循環型社会の構築を目指しています。

アジアでの3Rの国際的推進のプラットフォームとして、「アジア3R推進フォーラム」の設立を、平成20(2008)年10月に開催された第1回東アジアサミット環境大臣会合において提案し、各国の賛同が得られました。これを受けて、平成21(2009)年11月に、東京において国連地域開発センター(UNCRD)との共催により「アジア3R推進フォーラム設立会合」を開催しました。会合には、アジア各国の政府代表者と国際機関・援助機関、3Rに関する専門家等が参加し、アジアにおける3Rの課題と取組について、活発な議論がなされました。参加者により、「アジア3R推進フォーラムの設立についての東京3R宣言」が合意され、アジア3R推進フォーラムの下で、3Rに関するハイレベルの政策対話の促進、各国における3Rプロジェクト実施への支援の促進、3R推進に役立つ情報の共有、関係者のネットワーク化等を進めていくこととなりました。

同フォーラムと連携した、市民間連携の取組についても支援しています。次回のアジア 3 R 推進フォーラムは、平成 22 (2010) 年にマレーシアで開催予定です。同フォーラムをアジア各地で継続開催し、アジア全体における 3 R の推進と循環型社会の構築を図ります。

中小企業を含めた我が国企業の 3 R 分野の「環境力」の高度化・高効率化を図ることを目指して、地域ごとに技術開発・実証実験や海外展開の支援をパッケージとして実施することで、3 R 関連産業の市場規模拡大を図っています。具体的にはこれまで中国において、政府間合意・自治体間合意を経て、北九州市と青島市・天津市・大連市、兵庫県と広東省の間で日中循環型都市協力(エコタウン協力)が行われております。取組を支援するため、インフラ整備促進のためのフィージビリティ・スタディ調査、人材育成などを行っています。それぞれの協力の取組状況等については、資源循環に関する政策対話を行い、認識を共有しています。アセアンの国・地域についても、このような循環型都市協力(エコタウン協力)の実施についての調査検討作業を実施しています。また、平成 21 (2009) 年度は、アジアにおける廃家電や廃液のリサイクルの実証事業 2 件を補助金等により支援しています。ERIA (東アジア・アセアン研究センター) において実施されている東アジアにおける 3 R 政策の研究等を引き続き支援し、アジア大の 3 R 政策の展開を図ります。

国連環境計画 (UNEP) が設立した「持続可能な資源管理に関する国際パネル」や OECD における物質フローと資源生産性に関する取組等を支援し、国際的な指標の共通化、手法開発等を支援するに、これらの活動にアジア地域の政策ニーズを反映させるべく普及啓発のセミナーを開催する等、物質フロー指標のより精度の高い共通の指標作成を目指し、国際的な研究の進展に貢献しています。

循環型社会の構築も含め、持続可能な社会づくりの担い手づくりのため、国連決議によりユネスコが主導機関として進める「国連持続可能な開発のための教育 (ESD) の 10 年」を、ユネスコと協力し推進しています。

途上国に対する住民意識の向上、環境教育を中心に、我が国が国際的に提唱した「国連持続可能な開発のための教育の 10 年」のイニシアティブにも位置づけ、我が国として国際的に貢献しています。

不法輸出入対策としては、バーゼル条約事務局と協力してアジア各国の施行能力の強化等を進めるとともに、国内監視体制として、事業者向け説明会の開催による制度の周知徹底、個別案件に対する事前相談の実施、税関と連携した立入検査等の水際対策の強化を行っています。バーゼル条約では、有害廃棄物の輸出入を規制していますが、各国において有害廃棄物の解釈に幅があるため、国際的なワークショップ等において、アジア各国と有害廃棄物の定義や判断基準、バーゼル条約の施行に関する優れた事例等を共有することを通じて、協力体制の推進に努めています。さらに、中国等との二国間政策対話を通じ、廃棄物等の輸出入管理に係る協力体制の強化を図っています。また、国際的な循環型社会の構築に向けて、まずは発生国の国内で適正に処理することが原則であることから、バーゼル条約によるアジア太平洋地域におけるコンピュータ機器廃棄物適正管理事業も

含め e-waste の環境上適正な管理に関するプロジェクトの枠組みを用いて、途上国における有害廃棄物処理体制の整備の支援を進めています。

(独)国際協力機構は、3Rの推進に関して、国家レベルの法制度の整備、自治体レベルでの3Rを実施するための体制づくりや、実施計画の構築による廃棄物管理を担う対処能力強化、経済的インセンティブの付与や技術開発支援等、民間セクターの3R促進支援、を行っています。具体的には、ハノイ市3Rイニシアティブ活性化支援プロジェクト、中国の循環型経済推進、メキシコにおける3Rのための国家プログラム作成の支援、専門家の派遣によるキャパシティ・ビルディング等を引き続き行っている他、キューバにおいて3R推進のプロジェクトを開始しています。今後も、環境省が行っている政策対話、戦略づくり支援のもとで具体的に途上国のキャパシティ・ビルディング等について協力を進めるとともに、アジアでの取組を強化・発展させ、大洋州や中南米地域でも3Rイニシアティブを推進します。

日中韓サミットや日中韓三カ国環境大臣会合(TEMME)、二国間政策対話等を通じて、東アジア地域における循環型社会構築に向けた協力を深めています。平成21(2009)年10月に行われた第2回日中韓サミットの際に採択された「持続可能な開発に関する共同声明」においても、3Rを始めとする環境分野における協力を強化することが確認され、平成22(2010)年のTEMME12における日中韓の共同行動計画の策定が奨励されました。また、平成21(2009)年6月には日中環境大臣間で「川崎市及び瀋陽市の環境にやさしい都市の構築に係る協力に関する覚書」が締結され、川崎市及び瀋陽市の循環経済産業の発展を通じた環境にやさしい都市の構築を支援することとしています。これらの協力の深化を通じて、東アジア地域における循環型社会構築を更に推進します。

し尿処理施設や浄化槽等の日本発の優れた技術と経験を活かして国際的な衛生問題の解決に貢献していくため、し尿処理システムに関する国際ネットワークづくり、その現地技術化や人材育成に向けた国内体制の充実に向けた取組を推進します。

評価と課題

【12月18日循環型社会計画部会に向けて作成中】

全体的評価と課題

1. 物質フロー指標に係る進捗状況

【12月18日循環型社会計画部会に向けて作成中】

2. 取組指標と各主体の取組状況

【12月18日循環型社会計画部会に向けて作成中】

3. 今後の展開

【12月18日循環型社会計画部会に向けて作成中】

4. おわりに

【12月18日循環型社会計画部会に向けて作成中】